

岩手県農林水産部長 様

岩手県国土整備部長 様

要 望 書

令和 6 年 6 月 14 日

岩手県建設関連業団体連合会

会 長 田 口 敬 芳



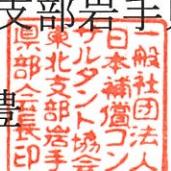
一般社団法人 岩手県測量設計業協会

会 長 田 口 敬 芳



一般社団法人 日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会

会 長 植 田 義 豊



一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

会 長 佐々木

章



一般社団法人 岩手県土地改良設計協会

会 長 藤 原

繁



要　望　書

平素は、建設関連業界の指導育成に関し、格別のご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

令和6年度は、東日本大震災津波からの国の第2期復興・創生期間の4年目となり、県においてはいわて建設業振興中期プラン2023の2年目と認識しております。

復興完遂による建設投資額の大幅な減少と受注量減少で厳しい状況ではございますが、当連合会としましては、発注者の良きパートナーとなれるよう、経営基盤の強化、安定的な経営とワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、職員の継続雇用を図り、担い手の確保・育成に全力で努めてまいります。

また、i-Constructionへの積極的取組み、品質確保、更なる技術力向上に努め、受注者の責務を全うすべく尽力し、『地域の守り手』として、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に向けて組織を挙げて取り組んで参る所存であります。

県ご当局におかれましては、次の事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 公共事業予算の確保について

土木に関する測量、設計業務を合わせた総受注額につきまして、東日本大震災前の 10 年間はピーク時の半分以下まで減少し、震災翌年には急回復を見せましたが、その後は再び減少している状況です。受注量の減少に伴い各協会においても会員数の減少が問題点として顕在化しており、災害時の対応など『地域の守り手』としての役割を果たすことが困難になると危惧しているところであります。

地方の社会資本は、その整備水準が未だ不十分であり、既存の公共施設の維持管理費も増大する事が確実視されることから、「防災・減災、国土強靭化 5 か年加速化対策」に呼応した強靭化対策、老朽化対策や「岩手県公共施設等総合管理計画」及び「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、公共事業予算の確保に特段のご尽力をお願い申し上げます。

2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について

土木に関する測量、設計業務の受注状況は、平成 17 年度からの 10 年間は県内企業のシェア 60% を確保していました。平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間は県内、県外拮抗した状況が続き、令和 2 年度に県内企業の 6 割シェアが復活していますが、他県に比べればまだ低い状況にあります。

このような中、建設関連業界では更なる技術力向上を図るため、会社研修はもとより各協会独自の各種研修会を企画・開催し、業務の技術研鑽に努めてきたところであります。

発注に当たっては、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、「県内で出来るものは県内企業へ」という基本方針を堅持頂くとともに、地域を熟知し、地域社会の経済や人材雇用面等で大いに貢献している県内企業への発注拡大に向けて、入札制度の見直しを進めるなど、特段のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

(1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて

- ・受注機会が減少している企業のために、県内に本店を有する要件の入札を増やしていただくようお願いします。
- ・第3四半期以降に発注される業務について、入札条件が示されていないため年度内完了なのか繰越なのか分からず、応札の判断に困ることがありますので、添付していただくようお願いします。
- ・土地改良業務に係る管理図書（完了図書）作成業務の管理技術者について、県では設計業務と同様の資格者を求めていますが、国では用地調査業務の資格を求めています。「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記2 業務従事者資格一覧表」においては、用地調査業務の資格を求めている他、アグリスや積算歩掛上でも用地調査に分類されていますので管理図書（完了図書）作成業務においては、設計業務の資格者だけではなく、用地調査業務の資格者も認めていただくよう検討をお願いします。（入札時の管理技術者要件の他、総合評価の加点対象にも追加）

(2) 簡易総合評価落札方式入札について

- ・業務実績において特殊な工種で発注件数の少ないものは、実績要件を 10 年以上に引き延ばす等の緩和をお願いします。また、同種業務の実績設定について、細分化により実績に合致しなくなりますので、細分化しすぎないようお願いします。
- ・現試行において対象とされている当初設計金額の 5 百万円以上の業務であっても、各工種について技術的工夫の余地が少ない簡易な業務については、価格競争方式による入札をご検討くださるようお願いします。
- ・業務実績を得る機会の少ない企業のために、チャレンジ型入札制度創設をご検討くださるようお願いします。
- ・企業の地域内拠点について、県内企業であれば地域内での本店の有無に差をつけない制度をご検討くださるようお願いします。
- ・配置予定管理技術者等の専任性について、配置予定管理技術者が従事している業務件数は、落札候補となった企業の手持ち業務としてカウントし、既に申請済みの別の入札案件の評価点の修正を行うほか、登録が完了していない契約書の写し及び従事状況が確認できる書類の他に、業務の開札日における当該業務も含めて行うようお願いします。
併せて、配置予定管理技術者等の専任性の対象について、照査技術者については除外していただくようお願いします。
- ・価格評価点の上限が 15 点に設定されることにより、制度適用価格（85%）以下で入札しても価格評価点が頭打ちとなり、技

術評価点の高い一部の企業に落札が偏っていますので、状況を見極め制度の早期の見直しをお願いします。

- ・同一開札日で同一公所から発注される同種業務においては、同一企業が重複して落札することのないよう、先抜け方式や一括審査方式の導入をお願いします。
- ・技術提案A項目申請書の記載方法について、テクリス番号のみを入力する等により簡略化をお願いします。
- ・事後審査書類については当該発注局へ持参提出していますが、移動経費の節減や働き方改革の面からも電子提出に変更をお願いします。

(3) 補償コンサルタント業務の発注拡大について

- ・公共事業における用地関係業務は、権利及び補償物件の多様化に伴い、多岐にわたり高度な対応力を必要としており、補償コンサルタント協会では、日々専門的技術の研鑽を重ね、各種業務の能力向上に努めています。

つきましては、従来の用地調査、営業・特殊補償等のほか、土地評価、補償説明業務についても、補償コンサルタント協会会員を活用して頂きたく、発注の拡大をお願いします。

(4) 県土整備部発注の用地業務における図面確認について

- ・用地調査等業務特記仕様書に、土地境界立会確認書には署名及び押印(実印)、用地実測図には実印の押印が明記されています。土地所有者等に押印確認に伺った際に、土地の売買契約に同意の意思等がまだ不確定な状況において、印鑑証明書までの提出を求めることに難色を示す関係者が多数います。

また、関係者によっては契約条件等が整わないうちに、印鑑証

明書の提出を求めるることはいかがなものかと指摘を受けることもあります。

国、県農林水産部及び市町村業務においては、測量成果（用地実測図等）の確認の際には印鑑証明書受領までは求められておらず、国の押印廃止の流れからも、実印及び印鑑証明書ではなく、署名及び認印に見直していただくようお願します。

3. 働き方改革と担い手確保について

働き方改革が全産業に求められていますが、現行の予定価格の80%前後の最低制限価格の入札制度が続けば、健全な企業の経営環境・労働環境の維持や技術の伝承がますます困難となり、担い手の減少による有事対応が懸念されます。特にも担い手の確保、育成には適正な利潤を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮したノー残業デーの確保など、働く環境を変える必要があると考えております。

改正品確法では、公共工事に関する調査等が明確に定義されました。発注関係事務の運用指針も改正され、測量、調査及び設計に関する必ず実施すべき事項、実施に努める事項が明記されました。より良い建設関連業を維持存続するためにも、下記項目につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

（1）最低制限価格の引き上げについて

- ・経営環境・労働力改善に向け、適正な予定価格に近い受注額を確保するため、最低制限価格を引き上げていただくようお願いします。

4. ICT 等新技術を活用した生産性向上について

国、県等では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、地域の暮らしの守り手となる建設関連企業が、担い手の育成・確保や業務改善を進めるため、i-Construction を推進しております。

国においては、令和 5 年度より全ての業務において BIM/CIM が原則適用することになりました。

県においては、令和 4 年 12 月から BIM/CIM 活用業務実施要領が適用になっているところですが、BIM／CIM 業務の発注量がまだ少ないと感じております。

こうした国の動向を捉え、岩手県におきましても ICT 活用予定工事における測量調査・設計業務発注において、3 次元測量及び 3 次元設計業務の推進をお願いします。

5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算によっていますが、見積書作成に当たり、現地踏査や資料取り纏めに多大な労力と費用を要しています。岩手県や岩手県土木技術振興協会においても、相当数の実績やサンプルの蓄積がなされたものと思料します。

つきましては、他県、各団体の積算基準を参考に、補修に係る基本工種だけでも積算基準の整備をお願い申し上げます。

6. 災害の積算基準について

机上査定が多くなっていることもあり、UAV を使用した写真撮影や動画撮影が必要となることが多く、災害歩掛にある被災写真撮影歩掛では実態と乖離して合わないため、新たな歩掛の追加をお願いします。

7. 設計意図伝達業務委託等について

(1) 設計意図伝達業務委託について

建築工事に際して実施される工事監理業務では、全工程にわたり単なる施工内容のチェックのみならず、様々な検討や調整に伴う判断が必要となります。その工事が対象とする建築物全体のコンセプトや使用形態、機能性、意匠性、材料の選択、設備機器の選択、収まりなどの理解のもとに行われなければならず、設計業務を担当した者でないと考え及ぼない部分が多く含まれているものであります。

つきましては、設計業務と工事監理業務は、同一の設計者が一元的に実施することを原則としていただくようお願いします。止むを得ず当該設計者以外の者が工事監理を行う場合には、設計意図の伝達業務を当該設計者に委託していただくようお願いします。

県の回答では設計者と工事監理者が異なる場合は、県の担当者を通じて設計意図を伝達しており、今後も情報共有を積極的に図りながら、設計意図の伝達が適切になれるよう努めることですが、情報共有する際に、設計内容の説明、資料の提出、再検討、呼び出し対応などの業務が発生しますので配慮願います。

（2）規模要件の緩和について

近年、一定規模の建築の発注が少ない中、業務実績の規模要件の設定が大きい場合があり、実績を有する特定の事務所が優位になり、競争性に欠けるため規模要件の緩和をお願いします。

（3）総合評価対象の柔軟な運用について

建築の場合、5百万円の設計業務は小規模なものです、ほとんどが総合評価に該当します。また、規模や金額が大きくても改修工事設計や防止工事設計など簡易なものが含まれていますので、業務内容に応じ総合評価から外すなど柔軟な対応をお願いします。